

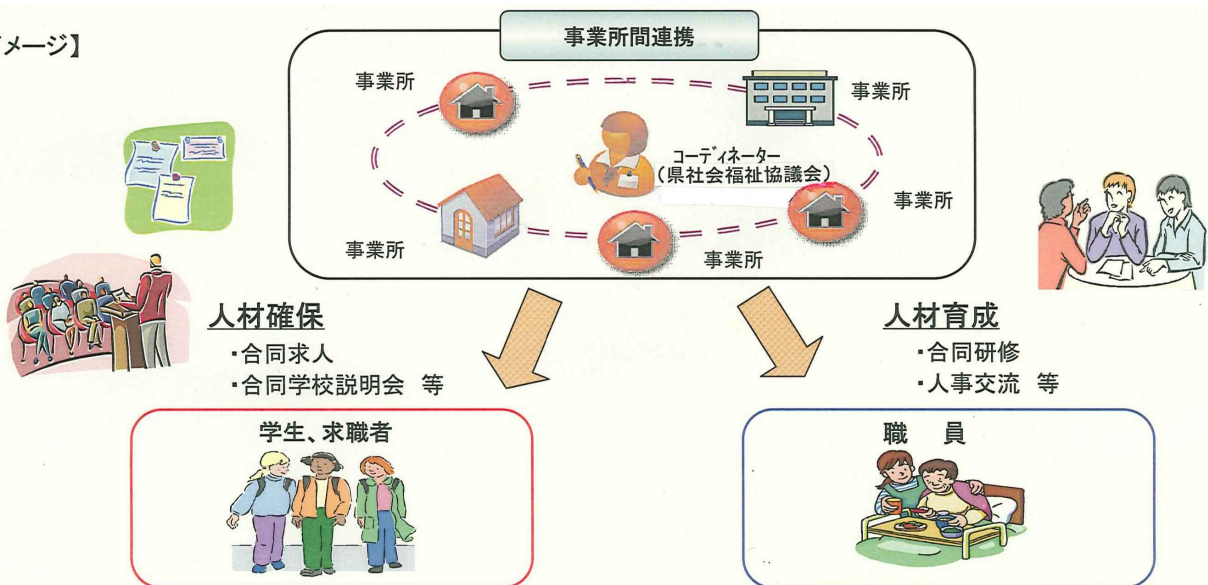
複数事業所連携事業

補助ユニットを募集中!

複数事業所連携事業は、5以上の福祉施設・事業所等が連携(ユニット)して求人活動や職員研修(人材育成)等の事業を実施した場合に県が補助する事業です。

- ユニットを形成できる施設・事業所は、(1)又は(2)の要件のいずれかを満たす、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法に基づく施設・事業所です。
- (1) 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下、在宅サービスで20人以下の施設・事業所。
定員のない事業所においては月平均の利用者数を目安とします。
 - (2) 運営している施設・事業所の種類・数が単一である法人の施設・事業所。
ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所(定員20人以下)が併設されている施設は対象とします。

【イメージ】



補助金額

5事業所以上10事業所未満によるユニットは
694千円以内です。(10事業所以上は1,388
千円以内)

対象となる事業

要件を満たす施設・事業所がユニットを形成し実施する次の事業です。

- (1) 介護従事者等の職員確保のための学校説明会や面接会、求人説明会等の求人活動。
- (2) 施設・事業所の人材育成のための職員研修や人事交流等の事業。
- (3) その他福祉・介護人材の確保のため、知事が適当と認める事業。

補助対象経費

報償費（講師謝金等）、旅費（講師旅費等）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、通信運搬費、借用損料（会場料等）、その他事業実施に必要な経費

応募期間

（ユニットの応募期間）

平成22年5月6日から平成22年12月末日まで

（ユニットによる事業実施期間）

県による交付決定日から平成23年3月31日まで

【事業実施の流れ】

ユニットの形成	事業の企画・立案	補助金交付申請
審査（県）	決定（県）	事業の実施
提出	補助金の交付（県）	報告書の

秋田県社会福祉協議会では、事業が円滑に実施されるよう事業所間の調整、事業への支援等を行います。事業に関する相談等についてお気軽に連絡下さい。

問合せ先

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館内
社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 地域福祉部 施設・経営担当
電話 018-864-2715 F A X 018-864-2702
E-mail chiiki@akitakenshakyō.or.jp